

三、言論出版の自由

一般に報道の自由について、軍や米民政府が直接的にこれに介入し、侵害するという訴えは殆んどきかなかつた。米民政府は沖繩の民間新聞の報道については強い関心をもっているようであつたが、強制的に記事の訂正させたり差止めたりした事例はない。しかしこれはあらゆる意味で報道機関が自由であるということではない。例えば、沖繩の代表的な一新聞社は、米民政府に批判的な記事もしばしば掲載していたが、六年前、新しい社屋を建築するについて、琉球銀行に復興資金の融資を申請したところ、琉球銀行は、米民政府からの示唆をうけて融資を拒否し、資金的にこの新聞社に圧力を加えたことが、広く知られている。

同様の例としては人民党の立法院議員から、自宅の建築資金の融資を琉球銀行から受けようとしたが、并済能力が完全であるにもかかわらず理由不明のまま拒否されたとの訴がなされている。

発行禁止や処罰という圧迫に比して、経済的社会的圧迫は事柄の性質上、その実体をなかなか把握し難い。われわれは多くの人々にこの点について意見を求めたが、従来より緩和されてはきているが、依然として、資金面より言論出版の圧迫が行なわれているという事実を肯定する人が多かつた。

しかし、言論、特に出版の自由について、問題が政党や団体の刊行物になると非常に異つた様相を呈している。すなわち、こゝでは制度の上でも、また実際にも非常に強い規制をうけ、特に政党の機関紙については全部発行が許可されていないという重大な事態が生じている。

出版は、現在布令一四四号二、二、三五により新聞、雑誌、書籍はもちろん小冊子や週刊に至るまで許可制となつている。許可権者は、法文上は琉球政府となつているが、現実には米民政府の指示によつて行なわれている。

沖繩タイムス、琉球新報という沖繩の代表的新聞は、既に包括的な発行許可をうけており、極く初期の時

代を除いては、一号ごとに許可をうけることを要求されていない。現在まで、出版の許可が与えられなかったのは、政党的機関紙を除いては例がない。しかし、許可に条件がつけられることがある。例えば、沖縄教職員会発行の「教育新聞」と同宮古支部の「宮古教育時報」については、次のような条件が米民政府によつて附されている。

「出版内容は教育の性質を帯びること、又は教育者に関する事項の教育専門に限る。いかなることがあつても沖縄の日本復帰運動の促進又は奨励の機関としてこの出版物を使用してはならない」

又、教職員会が昨年出版した「愛唱歌集」には、黒田節などの民謡の他に、民族独立行動隊の歌などが含まれていたために、出版の許可が問題となつたが、学校教育には使用しない等の条件のもとに漸く許可がえられた。

この問題に関し、われわれに最も不可解であつたのは、沖縄の全政党（自民、社大、人民、社会）に、政党活動にとつては不可欠と考えられる政党機関紙がないことである。社大党、人民党、社会党は、いずれもかつて或いは現に機関紙発行の許可申請をしているが、いずれも許可になつていない。（自民党は機関紙の発行許可の申請をしたことがない）人民党の如きは過去八回にわたつて申請したが、全部不許可になつてゐる。

もつとも本年八月、琉球政府裁判所は、琉球政府名義で行なわれた人民党機関紙不許可処分を取消すという画期的判決を行なつた。しかし、米民政府裁判所は、行政命令や布告の解釈に関する事件については、当事者が上訴しなくとも米民政府の首席法務官が申立てると、琉球政府の上訴裁判所がした判決について審理し、変更させる権限があるとされているので、この事件の成行は極めて注目される。

これらの出版許可が、教育新聞の発行条件に端的にみられるようにその出版物の思想的內容と密接に関係していることが特に注目される。そして「祖国復帰」という沖縄の人々も最も普遍的な、最も強い願望が対象とされていることも注目される。

このように民間出版物が規制されている反面、米民政府関係当局は、一昨年、裁判官や弁護士を含む沖縄の有力者に、本土の一出版社が発行した「左翼文化年報」（一九五九年版）を配付している。このようないかゞわしい右翼的出版物が、無料で、米民政府当局によつて配付されたということは、政府による出版規制と表裏をなしていると考えざるをえない。

その結果として、現実には不許可件数が殆んどないにもかゝらず、沖縄の多くの人々の間に言論表現の自由について、自己抑制を行わせることになつてゐる。沖縄大学や琉球大学のようなところでさえ、学生新聞の記事について、学生部による事前検閲を必要としているのは、その端的な一事例であろう。また、一九五四年に、日本の破防法になつた「防共法」の制定が問題となつた際に、大学の教授たちが新聞に反対の論説を連載したところ大学当局は米民政府から睨まれることを慮つて、一回限りで続稿の掲載を中止するよう新聞社に申し入れたというような事実もある。われわれは大学関係者、司法関係者、報道関係者の多くの人々から、言論を自ら抑制せざるをえない精神的状況を聞いた。米民政府による検閲制度の存在自体が、このような精神的状況に大きな影響を与えていることは否定しえぬ事実である。

出版の許可制が、民主主義の基本原則と全く相反するものであることは、米国憲法修正一条、日本国憲法二一条を引用するまでもなく極めて明らかである。それが沖縄の占領当初、「軍事的必要」の名において制定されたものであるにせよ、十六年後の今日まで引続き行なわれていること自体、強く批判に値する。

高等弁務官はわれわれとの会見において、許可制撤廃の意図を明らかにしたが、これは歓迎すべきである。この点については、特に他の条項とかゝわりなく速やかな撤廃措置が立法院においてなされることが期待される。そして、形式的にも実質的にも言論出版の自由が保障されることが、沖縄の人々の不安を除去するために最も必要なことの一つだと考えられる。

四 渡航の自由

渡航の自由は、施政権を担当している米民政府によつて、現在なお、厳しく制限されている。特に、沖縄、本土間の渡航が厳しく制限されているため、日本国民の間、特に沖縄の人々に、強い不満と不安を与えている。こゝで注意しなければならないのは、この沖縄、本土間の渡航制限の問題は、単に沖縄における渡航管理が厳しいということだけでなく、それが、O I O 等による思想調査、労働組合役員の認定手続（布令一四五号）などとともに、現実に沖縄の人々の思想および言論抑制の一手段となつていくことである。米民政府当局が一部の人々の渡航を拒否しているのは、その人々の思想傾向または過去において行なつた米民政府の施政に対する批判、祖国復帰運動および平和運動等が理由とされている。その結果一般の人々に対しては、渡航拒否がそのような思想、言論、運動に対する警告としてうけとられている。したがつて、問題は、極めて重大でありそれが沖縄の人々に対して与えている影響も深刻なものである。

(一) 本土への渡航の制限

(1) 補助申請書の実態

まず、沖縄の人々が、本土へ渡航する場合についてであるが、この場合にも、米民政府布令一四七号によつて、高等弁務官の許可を受けなければならないことになつている（同六条、一一條）。

制度的に許可制が採られているわけであるが、その許可、不許可を決定すべき基準がなく、全く米民政府当局の自由裁量に委ねられている。

現実に最も問題となるのは、米民政府当局が予めマークしている人々に対しては、いわゆる一補助申請

脅一なるものの提出を要求し、その提出がない限り形式的な不備を理由に渡航を拒否しているということである。しかしながら、この補助申請書には、次の事項を記載し、且つ、これに虚偽の記載があるときは、渡航を拒否され、または、布令一四四号（薬成刑法）によつて訴追されてもよい旨を誓約しなければならぬ。

- (一) 本籍、住所、氏名、年令、性別
- (二) 身体的特徴
- (三) 現在の職業
- (四) 配偶者の名册
- (五) 近親者の住所、氏名
- (六) 過去一〇年間の住所
- (七) 学歴
- (八) 過去一〇年間の職歴
- (九) 現在所属し、または、過去において所属したことがある懇親、政治、職業、文化その他一切の団体名、所在地および所属期間
- (十) 共産主義団体に所属し、または、共産主義運動に関係したことがあれば、その団体名、所在地および所属期間。
- (十一) 共産黨員、共産党外縁団体またはその運動に何等かの形で交際し、または関係したことがあれば、その氏名、名称、日時、場所およびそのいきさつの詳細
- (十二) 逮捕または投獄されたことがあれば、その日時、場所、嫌疑、罪状、判決の内容およびそのいきさつの詳細

(三) 軍務歴

(四) 過去において琉球列島外へ旅行したことがあれば、その旅行先の地名、期間、および外地滞在に
関与したことで旅行許可証に記載されていない一切の活動の詳細

(五) 過去において旅行許可証の発給を拒否されたことがあれば、その日時およびその事情の詳細

(六) 渡航目的、および計画の詳細

(七) 渡航先において訪問する個人、団体、および商社の氏名、名称および所在地

(八) 出発予定日

(九) 滞在予定期間

(十) 旅行中の生計方法

このうち特に(九)(十)(四)(六)項の如きは、現実に記載困難であり、また個人の自由を侵す虞のあるものである。しかも間違つた記載に罰則の制裁があり到底容易に記載しえない。また、これを提出しても渡航が必ず許可されるという保障もない。したがつて、これを提出する者は少なくこの補助申請書の提出要求は、事実上の渡航拒否になるわけである。

(2) 拒否の統計

琉球政府出入管理部の統計資料によると、一九五七年一月一日以降一九六一年八月二十九日までの間に、この補助申請書の提出を要求された者は、一八〇名で、そのうちその提出を拒否した者が一二四名、それを提出した上で渡航を拒否された者一名となつている。但し、自治労大会に出席するため渡航申請をしたら、大会の終つた翌日に許可されたという沖縄官公労書記長のような事例もあり、これらは、このような実質的渡航拒否の分に計上されていないので、渡航拒否にあつた者の数は、実際にはもつと多くなる筈である。

この補助申請書の提出を要求する法令上の根拠は、明確でない。また、その提出要求には、琉球政府出入管理部の関与を認めず、米民政府当局が直接に行なつてゐるとのことである。

(3) 補助申請書を求められる人々

米民政府当局は、どのような人々に対してこの補助申請書の提出を要求しているのか。その点について明確な基準を免見することは困難である。琉球政府出入管理部門でも調査団の質問に対し「米民政府当局が直接行なっていることなので、全く見当がつかない」との回答であった。ただ、一般には、OIOによる思想調査その他によつて「米民政府当局にとつて好ましくないと思われる人々」のリストが作られ、それに基づいてその提出要求をしているといわれている。実際に、補助申請書の提出を求められたのは、公然米民政府当局の施政に反対したり、平和運動、祖国復帰運動その他の大衆運動をしている人が殆んどである。そして渡航が現実に拒否されたのは、これらの人々が県民代表として、日本政府および国会に沖縄問題を訴えるためとか、本土で開催される諸行事、例えば、日青協大会、原水禁大会、労組の大会等に出席するために渡航しようとした際等に多かつた。

(4) 提出を拒む人々の理由

この補助申請書の提出要求は、その記載内容からも明らかのように、渡航の可否を決定する別定条件として一部申請者の思想調査を含むものである。したがつて、その提出を求められた者は、進んでこの思想調査に応ずるか、渡航を断念するか二者択一の立場に立たされるわけであるが、明記統計によると沖縄の人々は、多くの場合その提出を拒否するという途を選んでいる。この点について沖縄の人々は、次のように答えている。

「われわれが、この補助申請書の提出を拒否してきたのは、単にそれが渡航管理の名の下に行なわれる、いわれのない思想調査だからではない。一見して明らかのように、その記載内容は複雑且つ、多岐に亘り、これを正確に記載することは、殆んど不可能に近い。にもかゝらず、それが眞実と合致しない場合、つまり虚偽の記載がなされた場合には、それを理由に渡航を拒否され、または、布令一四四号の二、二、二七の三（虚偽記入または虚偽の情報提供罪）によつて処罰を受けてもよい旨を誓約しなければな

らないこととされている。異民族の支配をうけ、法や裁判に信頼のない沖繩でだれが敢てこのような申請書の提出に心よく応ずるだろうか。」と。

(5) 渡航制限を必要とする理由―米民政府の回答

米民政府当局が、沖繩、本土間の渡航をこのようにして制限しているのは、いかなる理由ないし必要によるものであろうか。この点について、米民政府高等弁務官、調査団の質問に対し、単に「沖繩に対する施政権を行使する上で必要だから」だといひまた、同法制法務部副部長のアイゼンシュタイン氏は「軍事的安全を保障する上で必要である」ことを強調した。しかし、具体的に、一部の沖繩住民を本土へ行かせないこと、補助申請書を提出させることが、何故軍事的安全と関係があるのかは明らかにされなかつた。もし、このような措置が軍事的安全に不可欠なら、全沖繩住民の思想、経歴調査も合法・必要とされるであらう。沖繩の人々にとつては、何人にせよ祖国である日本本土へ行くことが、沖繩の軍事的安全の支障になるといふような考え方は到底納得できないであらう。このようなギャップが、沖繩の人々を不安にさせ、又米国の統治を不幸なものにしていくといわざるをえない。

□ 沖繩への渡航の制限

(1) 制限の根拠

われわれが、沖繩へ渡航する場合は、手続が更に複雑であり、また、困難である。沖繩への渡航手続を規定した政令二一九号は、われわれの沖繩渡航に対し、旅券法一三条一項五号のような実体的理由による制限規定は設けていない。しかし、手続的には、外国へ渡航する場合と同じく、琉球列島米民政府から入域許可を得た上で、内閣総理大臣から身分証明書の発給を受け、これを所持しなければならぬこととされている。これは、米民政府が、沖繩への渡航に対し許可制を採っているからであるが、この渡航（入域）許可が米民政府当局の恣意的判断によつて、しばしば拒否されるため、沖繩への渡航は、外国への渡航にはみられない困難なものになつていく。しかも、この渡航許可の決定は、米民政府当局の専断に委ねられ、

日本政府は、何等発言権がなく、全くの「あなた任せ」である。こゝに制度的な問題がある。

(2) 不許可の理由

米民政府当局は、如何なる基準に基いて、この入域に関する許可、不許可の決定をしているのであろうか。布令一二五号は、この点に關し「沖繩へ渡航しようとする者は、事前に高等弁務官から入域の許可を得なければならぬ(一一條)」ものとし、また、「癩病者、伝染病者、精神病者、または、売春その他公序良俗に反する業務に従事する者など一定の者に対しては、沖繩への上陸を拒否することができる(一五條)」旨を定めたゞけで、その他には、何等の規定も設けていない。しかるに、米民政府当局は、この布令の規定によつて入域に關する許可、不許可の決定は、当局の自由裁量に委ねられているものと解している。そして、このような見解に立つて、一部の人々に対しては、「その渡航は、必要がない」とか、「米国の最良の利益に合致しない」とかの理由で、または、何等理由を示すことなく、入域許可を拒否している。

このようにして、これまでに入域を拒否された者は、かなりの数に上り、日本政府総理府特別地域連絡局の統計資料によると、昭和三五年一月以降同三六年九月末日までの分だけでも一七六名となつている。一方この間に入域を許可された者は、三二、一四五名に及んでいるが許可された者が職的に多いからといつて、これを制度的に是認することはできない。問題は、質的に、いかなる基準に基いて入域の許可、不許可が決定されているか、また実際にも、いかなる人々をいかなる理由で拒否したかということである。

米民政府当局が、いかなる基準に基つき、いかなる人々に対して入域を拒否しようとするのか、必ずしも明確ではない。しかし、これまでに渡航を拒否された人々およびその渡航目的などから判断すると、米国の沖繩統治または米民政府当局の施政方針に対して公然批判した人、または、それに批判的であろうと思われる、「いわゆる当局にとつて好ましくない人に」対しては、これを共産主義者もしくはその団体の構成員であるとして、その渡航目的の如何にかゝらず拒否する方針のようである。そして、このような人

々については、入域許可申請書類が都道府県知事、総理府特達第二課を経由して東京の米民政府渡航課に送付されるとそこで一応の調査をなし、(普通はこゝで許可決定がなされる)そこから更に那覇の同政府公安部に送付され、そこで再び厳重な調査をした上でこれに対する許可、不許可の決定がなされているといわれている。

こうして、沖縄への渡航を拒否された人々の中には、大内兵衛、桑原武夫、中野好夫氏らのような人も含まれている。また、母親の病氣見舞のために渡航申請をして拒否され、とうとうその死目にも会えず、その後、せめて墓参だけでもと思つて申請したら再び拒否されたという沖縄出身の弁護士もいる。

現に米民政府当局は、今回の自由人権協会の調査員として予定されていた森川金寿、松岡洋子、星野安三郎の三名に対しても渡航を拒否した。

これらの事実からも明らかのように、米民政府当局のこのような渡航拒否は、単にこれらの人々の自国内における旅行の自由を侵害しているだけではない。これは、まさしくこれらの人々の渡航を拒否することによつて、沖縄の人々からいわゆる「聞く自由」「知る自由」を奪い、その思想または、言論を制限する結果を招いているのである。

五 布令一四五号と軍労働法による労働基本権の剝奪と思想調査

(一) 布令一四五号の実態

(1) 認可手続の解釈と実態

布令一四五号は「在琉米合衆国軍隊の安全に何ら不利な影響を与えない」という民政官の裁断がない限り、団体又は個人のいかなるものも琉球の諸法規によつて付与された団体交渉又は諸権利及び恩典取得を目的